

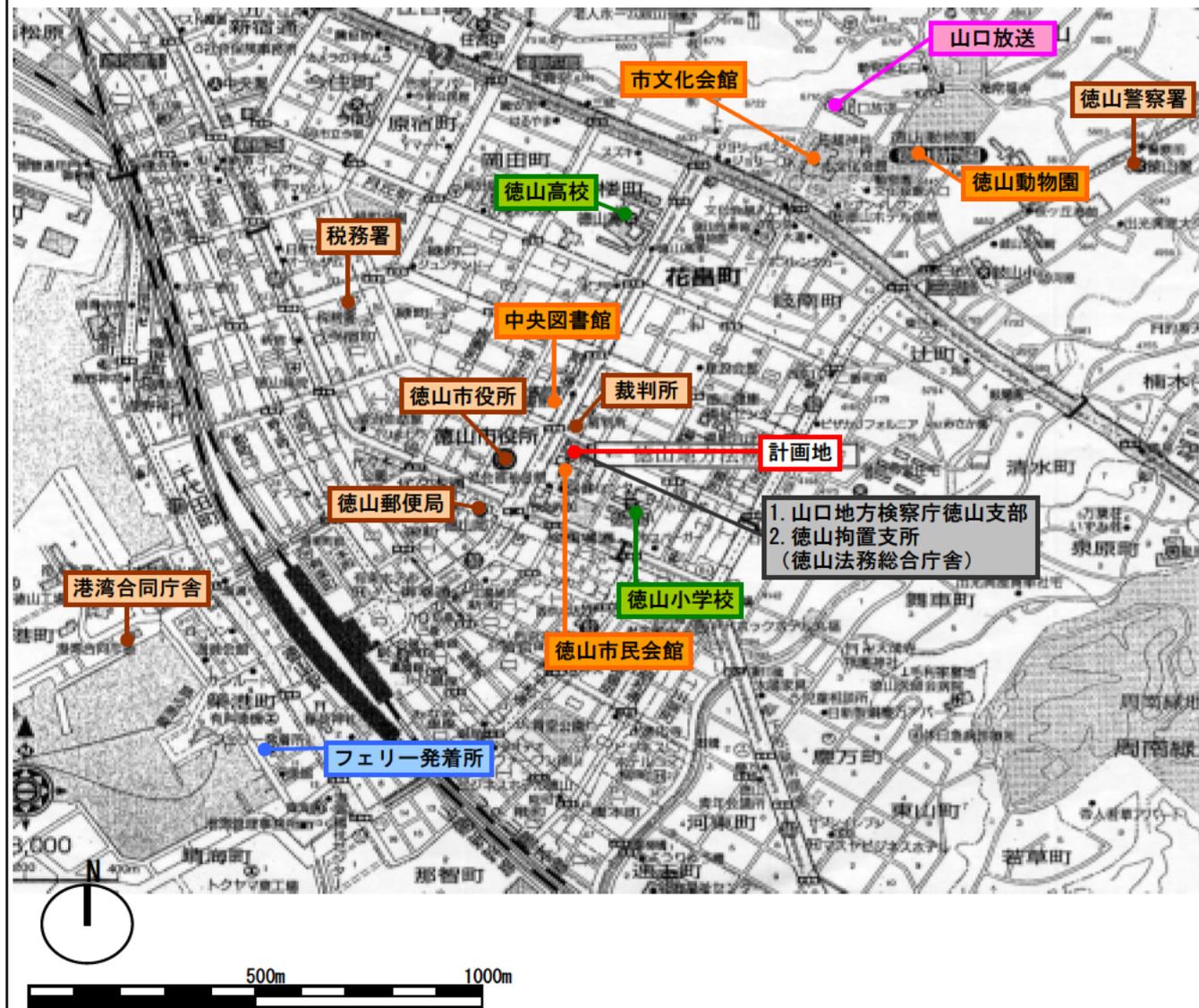
政策所管部局	大臣官房施設課	評価実施主体	大臣官房施設課
事業等の内容	<p>(事業等の名称) 徳山法務総合庁舎新営工事</p> <hr/> <p>1 事業等の目的・目標</p> <p>徳山法務総合庁舎の現庁舎は、昭和35年に建築された建物であるが、建築後、既に43年が経過しており、経年による老朽化が著しく、外壁の浮きや、内外壁等の亀裂が多数認められ、庁舎の一部に雨漏りが発生している。また、汚水管についても老朽化が著しく、目詰まり等を生じて、来庁者から苦情が続出している。</p> <p>さらに、山口地方検察庁徳山支部は、隣接する柳井支部が平成2年度の裁判所支部適正配置に伴い廃止されたことにより、同支部において柳井支部の職員を受け入れたため、調室や事務室が狭あいとなっている。</p> <p>もう一方の入居官署である徳山拘置支所においても、岩国刑務所拘置監の機能移転に伴い同所からの未決収容者を受け入れており、施設の機能不備等で業務の処理、来庁者対応機能の低下を招いている。</p> <p>これらの問題の解消を図る必要から抜本的対策として、新営するものである。</p> <p>新営するに当たっては、業務上の効率及び利用者への利便を得ることを目標としている。</p> <p>2 具体的内容</p> <p>現在地での新営整備は、交通機関からのアクセスもよく、山口地方裁判所徳山支部の隣接地に位置し、好立地条件を備えている。その計画地に新営の必要に迫られている法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p>		
評価手法等	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。</p> <p>なお、事業費要求段階に費用対効果分析まで含めて総合評価することとしている。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
政策評価を行う過程において使用した資料等	特になし		
評価の結果	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること 事業の緊急性：検察庁105点、拘置支所109点 ・老朽，狭あい</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること 計画の妥当性：検察庁133点、拘置支所100点 ・位置，規模，構造</p> <p>新規事業採択の要件を満たしているため、平成15年度は地質等の調査費を要求する。</p>		

	<p>なお，地質等の調査を実施し，3「事業の効果」におけるC（建設費）の精度を高め，事業費要求の可否を判断する。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期 平成15年度に土質調査等の敷地調査費を要求し，認められた。 （項）法務省施設費 （目）施設整備費 敷地調査費 3,837千円</p> <p>2 今後の予定 平成16年度以降本体事業に着手する予定である。</p>
<p>備 考</p>	

**徳山法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設				関係機関との関係		
	行政施設		医療施設			
	文化施設		商業施設			
	スポーツ施設		交通施設			
	学校施設		公園等			
	福祉施設		現状施設			



官署 No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	山口地方検察庁徳山支部・区検察庁	JR徳山駅から徒歩9分	徳山市役所前から徒歩1分
2	徳山拘置支所	同上	同上
3			
4			
5			
6			

2. 事業概要

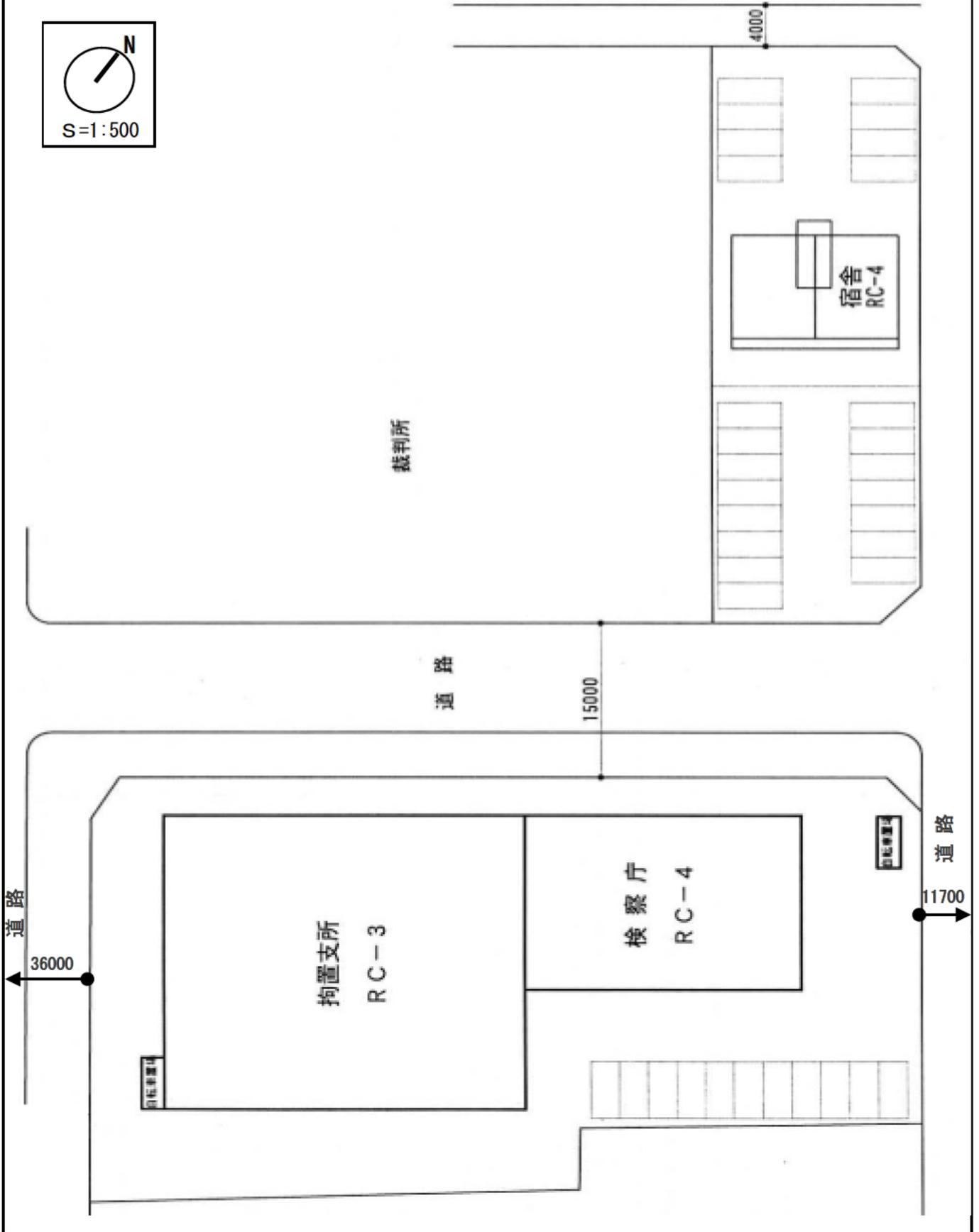
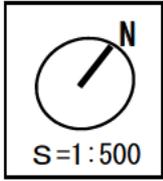
(1) 計画施設概要

名称	徳山法務総合庁舎	
所在地	山口県徳山市児玉町 1 - 3	
敷地面積	3,696m ²	
用途地域	商業地域	
延床面積	4,550m ²	
構造 - 階数 (地上/地下)	庁舎 RC - 4 ・ 宿舎 RC - 4	
容積率	400%	
建ぺい率	80%	
計画人員	40人	
駐車台数	34台	
完成年度 (西暦)	2007年予定	
入居官署	1	山口地方検察庁徳山支部・区検察庁
	2	徳山拘置支所
	3	
	4	
	5	
	6	

(2) 計画図

施設名

徳山法務総合庁舎



(3) 整備方針

入居官署		山口地方検察庁徳山支部・区検察庁（徳山法務総合庁舎）	
目的	方針		
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース・情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保	
		バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実	
		駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部から俯瞰されない降車場の設置	
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画	
	業務効率・検察官 支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加	
		付随機能等の充実 ・各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充	
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実	
		保管機能の充実 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）	
防犯性の向上	被疑者専用動線・待合室等の充実・確保 ・被疑者専用動線の確保 ・被疑者専用待合室の確保		

入居官署	徳山拘置支所（徳山法務総合庁舎）	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・身障者・高齢者に配慮した計画 安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・俯瞰の防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会待合室・面会室等の充実
	円滑な業務の遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	被収容者の処遇・ 生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	機能改善 ・執務スペースの充実
環境負荷の 小さな施設づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷低減型 施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	フレキシビリティ の向上	施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保）（増築・改修の自由度の向上）

計画理由	内容	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90.0
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下同左	現存率70%以下同左	現存率80%以下同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	5.0
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。	
									加算点	10
									合計	105

分類	項目 係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は私有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない	1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている			規模業務内容との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
					評点（各係数の積×100倍）			133

施設名		徳山拘置支所								
建替施設の場合										
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	9
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左				
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	100
収容能力	過剰収容		収容定員より3割以上多く収容している	収容定員より2割以上多く収容している	収容定員より1割以上多く収容している	収容定員内であるが男子又は女子の定員を超えて収容することがある				
施設の 不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要				
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合		都市計画法に適合していない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要				
									合計	109
新営施設の場合										
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定に基づき整備が必要なもの							
新たな行政 需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくて良いもの			
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障をきたすもの		整備を行わない場合、業務の遂行上好ましくないもの	
									合計	

主要素
 従要素

施設名		徳山拘置支所							評価
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5		
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者（車椅子等）を配慮した計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている（景観計画書がある）	周辺環境に調和する景観計画が行われているが、不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	1.0	
		安全性の確保 ・俯瞰の防止 ・保安管理体制 ・外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮		人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点も充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、2点を充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点を充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たさない計画である	1.0	
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備の検討	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を考慮した設計が全く行われていない			1.0	
		ライフサイクルの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない	1.0	
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない			1.0	
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画			1.0	
評価（各係数の積×100倍）							100		

施設名		徳山拘置支所							1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評価
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5								
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者（車椅子等）を配慮した計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている（景観計画書がある）	周辺環境に調和する景観計画が行われているが、不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である						1.0		
		安全性の確保 ・俯瞰の防止 ・保安管理体制 ・外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮		人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点も充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、2点を充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点を充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たさない計画である						1.0		
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない						1.0		
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない						1.0		
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない						1.0		
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない						1.0		
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備の検討	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を考慮した設計が全く行われていない								1.0		
		ライフサイクルの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない						1.0		
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない									1.0	
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画								1.0		
評価（各係数の積×100倍）													100		

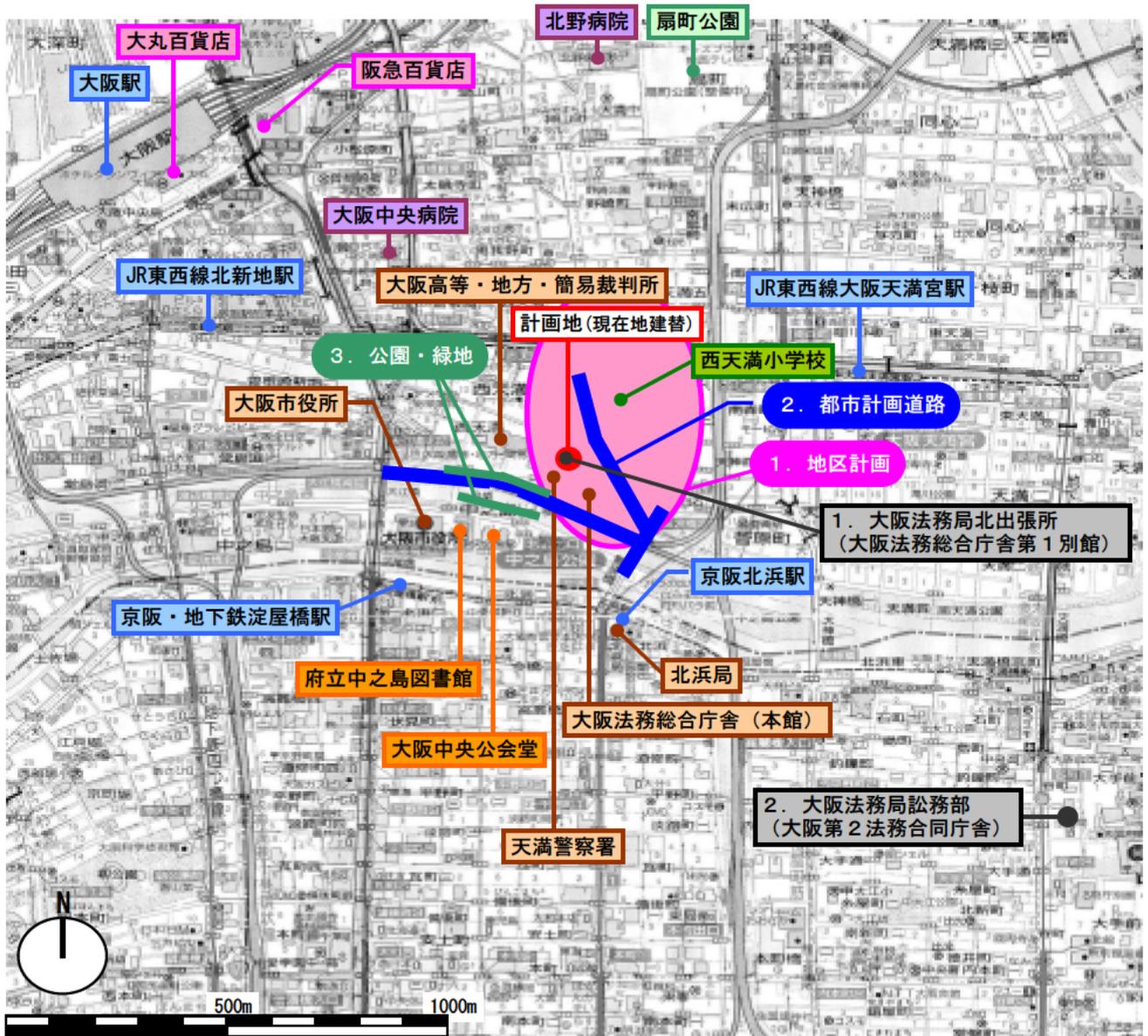
政策所管部局	大臣官房施設課	評価実施主体	大臣官房施設課
事業等の内容	<p>(事業等の名称) 大阪法務局北出張所新営工事</p> <hr/> <p>1 事業等の目的・目標</p> <p>大阪法務局北出張所の現庁舎は昭和42年に建築された建物であるが、建築後、既に36年が経過しており、経年による老朽に加え、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等により、事務室・書庫とも狭あいになっていることや、機能不備等で、業務の処理、来庁者対応機能等に支障を来し、窓口サービスの低下を招いている。</p> <p>また、大阪法務局本局においても、各課・各部門における事務量の急増やOA機器等の増加により著しい狭あいとなっており、かつ、今宮出張所を統合する予定であることから、北出張所に隣接する裁判所への出廷や弁護士等との打合せに密接に関係した業務を処理している本局訟務部を北出張所の新庁舎に移転させることにより、業務の効率化と訴訟活動の充実活動の強化や、北出張所の建替敷地の有効活用と併せて本局の狭あい解消も図る目的で、訟務部を同庁舎に移転入居する計画とする。</p> <p>これらの問題の解消を図る必要から抜本的対策として、新営するものである。</p> <p>新営するに当たっては、業務上の効率及び利用者への利便を得ることを目標としている。</p> <p>2 具体的内容</p> <p>現在地での新営整備は、交通機関からのアクセスもよく、大阪高等・地方裁判所の隣接地に位置し、好立地条件を備えている。その計画地に新営の必要に迫られている法務局庁舎として集約整備し、土地の有効利用、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p>		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
政策評価を行う過程において使用した資料等	特になし		
評価の結果	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること 事業の緊急性 119点 ・老朽, 狭あい, 法務局出張所統合受入れ</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること 計画の妥当性 133点 ・位置 規模, 構造</p> <p>3 事業の効果(費用対効果)が1以上であること, または事業の効果(その他の効果)について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること</p>		

	<p>事業の効果 8.9</p> <p>新規事業採択の要件を満たしているので、平成15年度は事業費を要求する。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>平成15年度に事業費を要求し、認められた。</p> <p>(項)施設整備費 (目)施設整備費 事業費 551,309千円</p> <p>2 今後の予定</p> <p>平成17年度に事業の完了を予定している。</p> <p>事業完了後5年を経過した時点で、事後評価を行う予定である。</p>
<p>備 考</p>	

**大阪法務局北出張所新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	緑地施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



計画No.	上位計画・事業計画
1	地区計画
2	都市計画道路・都市高速鉄道
3	公園・緑地
4	
5	

2. 事業概要

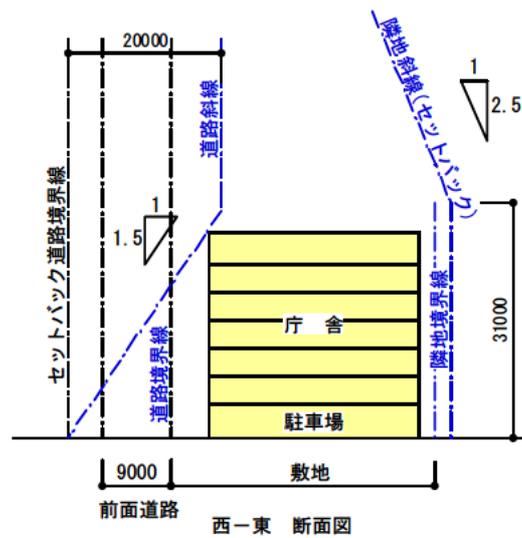
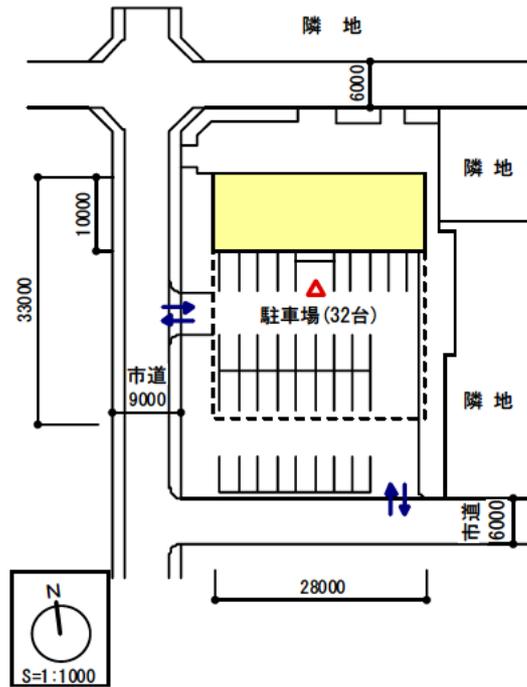
(1) 計画施設概要

名称	大阪法務局北出張所	
所在地	大阪府大阪市北区天満 1 丁目 1 1 番 4 号	
敷地面積	1,832m ²	
用途地域	商業地域	
延床面積	6,399m ²	
構造 - 階数 (地上/地下)	R C - 7	
容積率	400%	
建ぺい率	100%	
計画人員	114人	
駐車台数	32台	
完成年度 (西暦)	2005年予定	
入居官署	1	大阪法務局北出張所
	2	大阪法務局訟務部
	3	
	4	
	5	
	6	

(2) 計画図

施設名

大阪法務局北出張所



(3) 整備方針

入居官署		大阪法務局北出張所
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁舎対応機能の充実	待合機能（情報提供機能）の充実 ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等） ・情報公開・情報提供スペースの確保
		相談機能の充実 ・相談室の拡充（狭あいの解消等） ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		バリアフリー化 ・身体障害者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 ・来庁舎用動線の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		駐車場の拡充 ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実 ・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消 ・セキュリティの確保
		各領域の明確な区分 ・閲覧スペースの拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		閲覧機能の充実 ・閲覧機能の拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		会議の充実 ・各種会議に対応できるスペースの確保
		書庫充実 ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 (空調設備等の設置)(防災安全性の確保) (保安安全性の確保)

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	9.0
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下同左	現存率70%以下同左	現存率80%以下同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	100.0
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上もの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。	
									加算点	10
									合計	119

分類	項目 係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は私有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない	1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている			規模業務内容との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	1.0
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
評点（各係数の積×100倍）								133

5 事業の効果（費用対効果）

単位：千円

総費用（C）	項目	単純合計値（50年間）	現在価値（50年間）
	(1) 初期費用	建設費等	
計			1,596,304
(2) 維持修繕費		維持修繕費等	
	計		1,111,896
	総費用		2,708,200

単位：千円

建物の新営による効果（B0）	(1) 利用者の利便	行政サービスの向上等		
		計		18,567,419
	(2) 地域への寄与	地域住民の満足度向上等		
		計		811,706
		(3) 安全の確保	防災安全性の向上等	
	計			1,818,004
	(4) 環境への配慮		地球温暖化対策等	
		計		792,572
		建物の新営による効果（B0） （国土交通省官庁営繕事業評価の効果項目から）		

官庁営繕事業評価の費用対効果（B / C）

8.12

